

皆伐・択伐（天然林）申請書記入例

14 規則第 59 条第 1 項の申請書の様式

保安林（保安施設地区）内立木伐採許可申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

住所 益田市昭和町 1 3 - 1
 株式会社 益田農林
 届出人氏名 代表取締役 益田太郎

次のとおり森林の立木を伐採したいので許可されたく、森林法第 34 条第 1 項（第 44 条において準用する同法第 34 条第 1 項）の規定により申請します。

保安林（保安施設地区）の指定の目的					水源の涵養 ※1							
森林の所在場所					森林所有者		伐採の方法	伐採する立木の樹種及び年齢	伐採面積及び伐採立木材積	伐採の期間	森林経営計画の有無	備考
市郡	町村	大字	字	地番	住所	氏名又は名称						
皆伐の場合												
益田市	匹見町	匹見		イ 1959-1 イ 1959-2 ※2	浜田市 片庭町 254	島根一郎	皆伐 ※3	スギ 40~50 年生 ヒノキ 45~50 ※4	5.200ha	H〇.〇.〇 ~ H〇.〇.〇 ※5	有	
択伐の場合												
益田市	美都町	都茂		5018 5033-1		申請者 に同じ	択伐	ザツ 60~80 年生	1.000ha (100m ³)	H〇.〇.〇 ~ H〇.〇.〇 ※7	有	

注意事項

- 1 申請書は、指定施業要件を定めるについて同一の単位とされる保安林等ごとに、伐採年度ごとに、作成すること。
- 2 伐採の方法別には、皆伐、択伐の別を記載すること。
- 3 伐採する立木の樹種及び年齢欄には、樹種別に行を分けて記載し、立木の年齢は、伐採する立木のうち最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「〇～〇」のように記載すること。
- 4 伐採面積及び伐採立木材積欄には、皆伐による場合にあっては伐採立木材積の記載を要しない。
- 5 伐採の面積は、実測又は見込みとし、小数第 4 位まで記載すること。
- 6 森林経営計画の有無の欄には、伐採しようとする立木の存する森林が森林法第 34 条第 10 項ただし書に規定する森林経営計画等の対象とする森林であるときは、「有」と記載すること。
- 7 備考欄には、次の事項を記載すること。
 - (1) 皆伐による伐採をしようとする場合にあっては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積
 - (2) 伐採跡地について行う植栽の時期
- 8 添付する図面の様式は、規則第 48 条第 1 項の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずることとし、伐採する区域を明示すること。ただし、皆伐による伐採をしようとする場合にあっては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の区域も明示すること。

※1 指定目的は保安林の種類によって変わります。(例)なだれ防止保安林…雪崩の危険の防止

保安林種	指定目的
水源かん養保安林	水源の ^{かん} 養
土砂流出防備保安林	土砂の流出の防備
土砂崩壊防備保安林	土砂の崩壊の防備
飛砂防備保安林	飛砂の防備
防風保安林、水害防備保安林、潮害防備保安林、干害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林	風害、水害、潮害、干害、雪害、又は霧害の防備
なだれ防止保安林、落石防止保安林	雪崩又は落石の危険の防止
防火保安林	火災の防備
魚つき保安林	魚つき
航行目標保安林	航行の目標の保存
保健保安林	公衆の保健
風致保安林	名所又は旧跡の風致の保存

- ※2 地番や林小班が複数ある場合はすべて記入してください。
- ※3 指定施業要件により皆伐できない場合があります。ご不明な点は西部農林振興センターへお尋ねください。
- ※4 林齢が標準伐期齢以上の立木しか伐採することができません。

樹種	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	雑木
標準伐期齢	40	45	35	25



- ※5 皆伐申請は年に4回ある「保安林内立木伐採面積の限度公表」があった日から30日以内に提出してください。具体的な開始日が未定の場合は、“許可日”でも可能です。期間は伐採を開始する年度の3月31日までです。期間内に伐採が終了しなかった場合は、「伐採許可期間延長申請書」により最大60日まで期間を延長できます。ただし、年度を超えて延長はできませんのでご注意ください。

許可申請 受付期間	許可対象期間（伐採できる期間）											
	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3月
2月												
6月												
9月												
12月												

- ※6 伐採対象区域の立木材積の30%以内の範囲で伐採できます。植栽が義務付けられている森林内では40%まで伐採可能です。指定施業要件を確認ください。
- ※7 択伐申請は伐採開始日の30日前までに提出してください。申請日が4月1日の場合、伐採は5月1日以降から可能です。具体的な開始日が未定の場合は、“許可日”でも可能です。期間は伐採を開始する年度の3月31日までです。